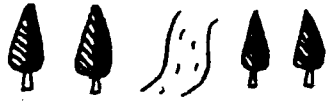


# STOP! THE <sup>ハッ場</sup>ダムニュース



IN 埼玉

No. 6 2005.11.10

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子 TEL/FAX 048-825-3291

## 監査請求から1年..。 裁判の傍聴をお願いします

昨年9月10日に6都県一斉に5400名の住民が監査請求を行い、同年11月埼玉県に対し提訴してから早や1年がたちました。埼玉の会では9月4日の4回目裁判に参加し、総会を9月17日(土)に開催しました。総会では、今までの活動の報告と会計報告及び活動方針と予算が提案され、満場一致で承認されました。総会后、イタリア映画「プロジェクトVバイオントダム」を見ましたが、ダム建設を決定し実行していく中での人間の傲慢さ、愚かさ、そして自然の摂理に反した時には自然からの報いを受けるのだというメッセージを発していた映画でした。

今後も県内各地でハッ場ダムについての学習会を進めていき、会員だけでなく、広く県民の皆様にも「ハッ場ダムの問題」を知らせてご理解していただくように努めてまいりますので、どうか引き続き、埼玉の会をご支援くださいますようお願いいたします。

さて、裁判についてですが、1、2回目は原告6人の陳述をパワーポイントを駆使しながら、満席の傍聴の中で行うことができました。しかし、3回目、4回目と回数を重ねると書面だけのやり取りに終始するためか、傍聴者数が多少減ってきているような感じを受けます。9月4日の4回目の裁判では、原告側の弁護士さんの申し入れもあってか、被告側の弁護士さんが準備書面を口頭で説明し、これに対して原告側の弁護士さんも以下の2点を口頭で主張しました。

- 1) ダム建設の必要性について県独自の判断理由の主張がなされていないこと
- 2) 治水、利水両面で法的位置づけに疑問があること

今後裁判員制度も導入されるのですから、このような住民訴訟においては、特にわかりやすい裁判のあり方を私たち市民は求めていきたいと思っております。(藤永知子)



みんなで裁判を見に行こう! ※11月30日午前10時50分さいたま地方裁判所前集合

次の5回目の裁判では、原告の陳述があります。傍聴者の多寡が、その裁判の行方を決定しますので、ぜひ5回目裁判に友人知人をお誘いの上いらしてください。

■日時: 11月30日午前11時からさいたま地方裁判所105号法廷  
裁判が、終わってから近くの埼玉総合法律事務所において裁判内容の説明があり、今後の進め方について話し合う予定です。

## 八ッ場ダム裁判のご報告

弁護士 小林哲彦

2005年（平成17年）9月7日午後1時30分から、さいたま地方裁判所105号法廷において、八ッ場ダム裁判の第4回口頭弁論期日が開かれました。

この期日では、まず、原告側の提出した準備書面が陳述され、原告側の代理人弁護士がその内容を口頭で説明しました。原告側の準備書面は、被告側が提出した、門前払いを求める主張に対する反論です。次に、被告側の提出した準備書面が陳述され、被告側の代理人弁護士がその内容を説明しました。被告側は、第3回口頭弁論期日において、八ッ場ダムの必要性について主張することを約束したのですが、被告側の準備書面は、八ッ場ダムの法律上の根拠を述べるのみで、埼玉県における八ッ場ダムの必要性については何ら論及のないものでした。そこで、原告側は、被告側の準備書面に対し、被告側の主張の不明な点や不十分な点を正すように求める書面を提出するとともに、原告側の代理人弁護士において、その書面の内容を口頭で説明し、被告側に対し、埼玉県における八ッ場ダムの必要性を具体的に論証するように求めました。これに対し、被告側の代理人弁護士は、次回の期日までに原告側の要求に応える準備書面を提出することを約束しました。最後に、裁判所から今後の進行等について意見照会があり、原告側の要望に基づいて、次回の裁判期日において、原告1名の意見陳述が行われることになりました。

次回の口頭弁論期日は、2005年（平成17年）11月30日11時から、さいたま地方裁判所105号法廷で開かれます。私たち弁護士も、提出した準備書面の内容を口頭で説明したり、被告側が提出した準備書面の内容について口頭での説明を求めたりするなどして分かりやすい裁判の進行を心がけますが、裁判所に適正な裁判を行わせるためには、多くの皆様方が裁判期日に法廷に来ることにより、裁判所に今回の裁判の重要性を認識させることが不可欠です。次回の口頭弁論期日には、是非多くの皆様方が傍聴していただくようお願い申し上げます。

以上

## ハツ場ダムをストップさせる埼玉の会・総会報告

埼玉の会の総会は、去る9月17日(土)、北浦和のカルトスホールで開催されました。初めに代表の藤永さんから1年間の活動報告があり、会計の大高さんから会計報告・下川さんの監査報告の後、下記のように今年度の活動方針を話し合いました。

- 1) 月1回の幹事会を定例化する(毎月第2木曜日、浦和・ドルチェにて)
- 2) ニュースの発行(裁判開催に合わせ、弁護士による解説を入れる)
- 3) 県内で学習会、および見学会などを開催する
- 4) 「ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会」「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」との連携を進める。

問題点として、事務局体制の強化、メールの有効活用、などが出され、裁判傍聴の呼びかけ・一般への広報・他団体など横の連携、を強化する必要性、が話し合われました。

役員として、代表：藤永知子、会計：大高文子、広報：大西将之・板橋悦子、監査：下川美紀、幹事：嶋津暉之・牛山積・河登一郎・岡まち子・添野ふみ子・富永靖徳・藤井由美子・須貝郁子・菅克巳・田中輝子・中平順子・野田静枝の各氏を選出・承認されました。

その後、野本弁護士より裁判の経過と今後についてお話があり、第3回までの被告側からの本案前の主張の争い(被告の選択など)と、11月以降来年にかけては「県として、何故必要なのか」という内容について、即ち被告(県)として何故必要なのかという議論に入っていくことが説明されました。

休憩後、「プロジェクトV・パイオントダム」の映画(DVD)を鑑賞して終了しました。



★総会で みんなで観た映画です。



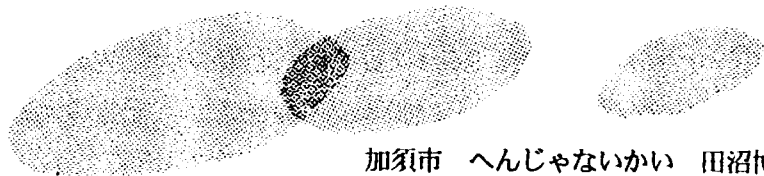
### 映画紹介

「プロジェクトV;パイオントダム」

■2001年 イタリア製作 99分

1963年10月9日夜、イタリア北部の世界最大級のダム、パイオント・ダム の地滑り事故が起きた。岩石と土砂がダムに流れダム頂上から鉄砲水が麓の村々を飲み込んでいった。死者3,000人。なぜ、史上最大にして最悪のダム事故がおきたのか、その原因と過程を描いたノンフィクション映画。

## 下久保ダム&譲原地すべり館見学会に参加して



加須市 へんじゃないかい 田沼博明

10月30日、下久保ダムができて以来大規模な地すべりが懸念されるようになった群馬県鬼石町を、22人の方たちとご一緒に訪ね、関口茂樹町長のお話をお伺いしました。

関口氏は、鬼石町の、神が流れる「神流川」は、かつては「輝いていた」と言いました。しかし、下久保ダムが川の流れをせき止めると、三波石峡の石は黒ずんで輝きを失い、関口氏の子どもの頃のように、川に遊ぶ子どもたちの姿は見られなくなったといいます。そして、子どもたちから遠ざかった川は、「川」ではなくなっていきました・・・

2002年、「水環境改善事業」により、32年ぶりにわずかな流れ取り戻した川は、同行したフリーライターの岡田幹治氏が「期待が外れた」とおっしゃるくらいには、景観を回復させたようです。でも、割れ目が多く、脆弱な結晶片岩の地質の神流川中流域の譲原地地区は、ダムから供給される地下水のために、地すべりの危険を高めている可能性もあるようです。

譲原地すべり館では、地下水を排除する集水工や排水工によって「地すべり防止対策は万全」という展示を掲げています。でも、中央構造線に近いからこそ脆弱な地盤の譲原地地区を、大雨と同時に大地震が襲ったら、どんな恐ろしいことが起こるのでしょうか？ 地すべりが起ったら、利根川の下流の地域を、一体どんな惨事が襲うのでしょうか？



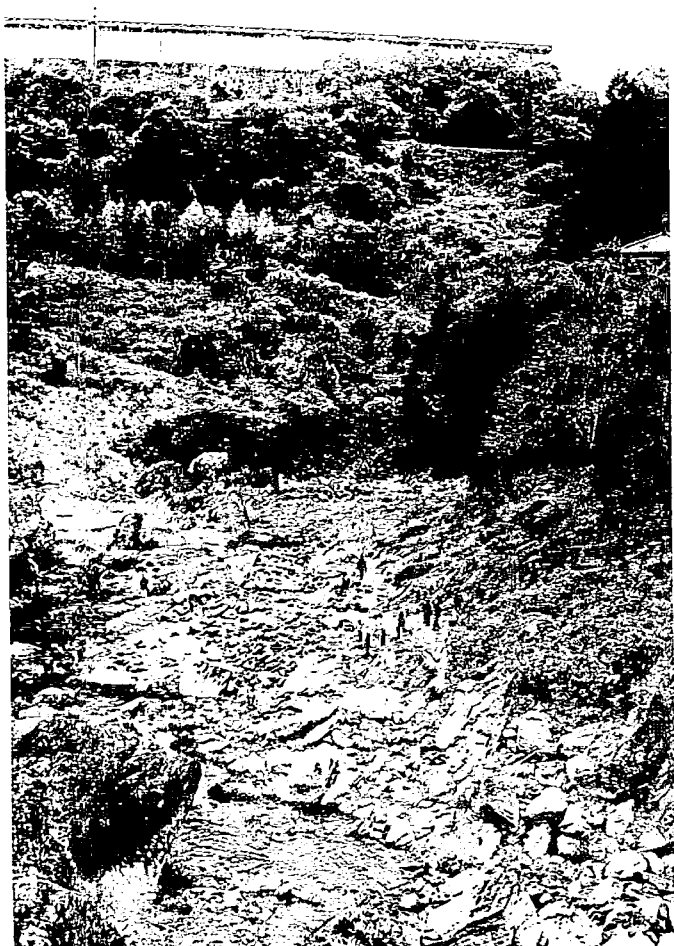
▲鬼石町の関口町長さんのお話を聞く

下久保ダム建設により、三波石峽を荒廃させた経験を繰り返すまいと、ダム所在地市町村全国協議会副会長を勤める関口氏は、「自然の摂理」に反する、ハッ場ダム建設計画に否を唱えました。上毛新聞にも「吾妻渓谷の美しい自然を子どもたちに残そう」と投稿しました。すると、建設省の砂防部長は「こういうことをしてもらっては困る」と苦言を呈した後、すぐに「今の言葉は聞かなかったことにしてくれ」と言ったそうです。関口町長に、ハッ場ダム建設の必要性について、納得いく説明した官僚も皆無だったと言います。

治水面でも、利水面でも、過大な洪水・水需要予想に基づいているハッ場ダムの必要性のないことは、本当は誰もが分かっているのでしょうか。年間40万トンもの石灰を、これからずっと「投入し続けなければならない」ような強酸性の吾妻川の水を、鉄やコンクリートで堰き止めることの愚かさは、冷静に考えれば誰でも分かることです。それでもハッ場ダム建設が止まることのない現実の前に、関口氏は「政治家に最も必要な資質は、歴史的な直感」であると言います。でも、その直感は、私たち市民にこそ必要だと思います。

もともと三波川帯と呼ばれる地層は、フィリピン方面の海底火山の活動によって噴出した溶岩が、プレート動きに従って地下深くに潜り込んだ後、隆起して地上に現れたもののようです。長い時間の中で、大地をも揺り動かしている地球の活動は、三波石峽に立ち塞がる巨大なコンクリートのダムに勝るとも劣らない、「自然を破壊する能力」を持っているようです。でも自然は、自然を破壊しても何も困りません。ただ、破壊された自然の中に、人間や、様々な生き物たちは生きていく場を失ってしまうだけです。

美しく輝く景観は、私たちが生きる基盤そのものです。その基盤である景観を、次世代に引き継いでいくことは、生命のバトンランナーである私たちが、子どもたちに渡すことのできる最良の、最低限の贈り物です。私は、三波石峽の岩の上を子どもに帰ったように飛び跳ねながら、下久保ダムの過ちを繰り返さないために、「なんとしてもハッ場ダム建設を止めなければならない」と改めて思いました。



ダム直下の三波石峽 ➡  
後方に下久保ダムが見える

## 関口茂樹・鬼石町長さんのお話

鬼石町（来年藤岡市と合併することになっている）は、保健・福祉・医療を一体的に運用して安心して生活してもらおうという事を町の政策の重要な柱としてきました。高齢化も進んでいますが、筋力トレーニングなど予防介護を先どりして実施し、全国から視察にみえます。



私どもは物心つく頃から、川や山で遊び、山と川によって育てられたと感じています。その神流川は群馬を代表する清流でしたが、昭和43年に下久保ダムができると、日に日に川はその輝きを失い、荒廃していきました。自然の摂理に反する事は非常に大きな影響を与えます。

私ども山間地の町の役割は、森林と川をしっかりと守る事です。森林を保全し、川をきれいにし、次世代に引き継ぐことが重要と思います。鬼石町は群馬県の二大林業地帯と言われていましたが、少しでも森林に人手が入るように、林業がまた復活するようにとの願いを込めて、県産材の供給基地を作っています。将来的には住宅産業を興せば良いと思います。

川は物質循環の重要な役割を果たしています。下久保ダムを見るにつけ、ダムの役割は承知していても、自然の摂理に反する巨大な施設を造ると下流は荒廃します。その経験からダムを造ろうとしている地域の人達に、ダムの必要性をもう一度考えていただきたい。

八ツ場ダムは50年前に計画されたダムですが、下久保ダムと様子が似ています。ダム直下には、鬼石町では三波石峡という国指定の名勝・天然記念物がある。同じように吾妻渓谷は群馬県の誇る景勝地、むしろ三波石峡よりダイナミックで素晴らしい。動植物のの宝庫で絶滅危惧種のいろんな動植物がある、次の世代に伝えていくべき場所です。しかも、地質は脆弱であり、川は強酸性で、常識的にあの地に鉄筋とコンクリートの施設を作ること自体がおかしい。

98年から99年にかけて、上毛新聞の「オピニオン」という欄に3回、八ツ場ダムのことを書きました。首長という仕事から、国交省（旧建設省）にはいろいろお願いする立場で、砂防部長などには呼び止められているいろいろ言われました。私もそれなりの覚悟は必要でした。でも、国交省から、私に対して話をして、こういう理由だからダメです、あなたの考えは間違っている、ということは聞いたことが無い。数年前に東京都議会で八ツ場ダムのことを審議され、ダム群の洪水対策としての効果、加えて八ツ場ダムの効果、全体計画との整合性、などについて議論されたようですが、都の答弁から判断すると国交省の数字には非常にずさんなものがあると思います。

河川局長にも「八ツ場ダムの必要性は乏しいのではないかと聞きましたが、納得のいく返事はありません。この八ツ場ダムの必要性、特に洪水の流量などは大きな問題を抱えています。利水の問題ですが、人口減少が始まります。現在では農業・灌漑用水や工業用水より生活用水が一番水を使います。その肝心の人口が減るので、利水面でも必要性はありません。あえて群馬県を代表する素晴らしい景観をダメにしてまで造る必要はないと確信しています。

皆さんも、下流から、またそれぞれの県・県会、政党などに働きかけて、何とか八ツ場ダムを建設しなくてもやっていけるような地域社会を作れたら、本当に次の世代の子どもたちへの最大のプレゼントになると思います。（10月30日、鬼石町・MAGにて、要約録 文責：編集部）



嶋津 暉之

## (5) ドイツの水道政策

今年 10 月に滋賀県で開かれた「琵琶湖環境ビジネスメッセ」にたまたま立ち寄る機会があり、その同時開催セミナーの一つ「ドイツ・バイエルン州の水政策」の講演会を聞くことができた。講演の大半は、バイエルン州が取り組んできた湖沼の水質改善とその自然の回復に関するものであった。その取り組みの成果はすばらしく、目を見張るものがあった。遅々として進まない日本の湖沼の水質改善は何が隘路になっているのか、ドイツとの徹底的な比較検証が是非とも必要だと思われた。

このセミナーの終わりはアウクスブルク市長による同市の水道政策に関する講演であった。その講演の骨子は、①市民に安全でおいしい水道水を供給することは市の最も重要な政策の一つである。②同市は水道水源の全部が地下水であって、80本の井戸から供給している。③井戸周辺の土地利用に制限を設けるなどして地下水の水質を守るための施策を推進している。④安全で健康な水道水の供給は地方自治体だからこそ、責任を持つことができるのであって、水道の民営化は進めるべきではない。このアウクスブルク市長の講演もすばらしいものであって、その水道政策も日本はお手本にすべきだと思った。

ドイツは水道の地下水依存率が高い国である。旧西ドイツの水道水源の割合は州によって異なるが、多くの州は水道水源の大半が地下水と泉水であり、表流水に依存しなければならないところも、河川敷への地下浸透などにより、一度、地下水の形態にしてから取水して水源として利用していることが多いという。これは、地下水こそ最良の水道水源であるという水道政策のフィロソフィ（哲学）によるものである。（有田一彦氏による。）

この地下水の安全性を確保するため、ドイツでは水源地域の徹底した保護対策が進められている。水源井戸から 2km 以内は農薬の使用禁止、病原性微生物が 50 日以内に到達する範囲は厩舎等の設置禁止、水源涵養地域での汚染物質の保管等の禁止などといった規制が実施されている（藤縄克之監修「地下水問題とその解決法」）。

安全な水道水の基本は、清浄な原水を確保することであり、最も清浄な原水は地下水であるから、水道水源としての地下水を最重視して、その水質保全に全力を投入しているのがドイツの水道政策である。

その対極にあるのが、日本の水道行政であると言ってもよい。浄水処理技術に頼り、清浄な原水の確保をおろそかにしている。ハツ場ダムの完成とともに、水道水源としての地下水を切捨て、河川水への依存率を高めようとしているのは、日本の水道行政の本質をよく表している。

